

質 疑 回 答 書

令和 6 年 12 月 4 日

業務名：清瀬市新校建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル

質疑No.	該当資料	ページ数	質疑事項	質疑に対する回答
1	実施要領	6	2 参加資格(2)要件 こちらの項目では「基本設計及び実施設計業務を元請けで受託し、告示日現在において当該設計業務が完了している実績を有すること」明記されていますが、P9 4 一次審査書類の提出(5)提出書類の記入上の留意事項④では「業務実績とは基本設計業務又は実施設計業務を元請けで受託している実績」と明記されています。お示しする実績はどちらを採用すれば宜しいでしょうか。	本資料のとおり、「参加資格」は「基本設計及び実施設計業務を元請けで受託し、告示日現在において当該設計業務が完了している実績を有すること」とし、「業務実績」は、担当する管理技術者・担当主任技術者の同種・類似業務実績を含め、「基本設計業務又は実施設計業務を元請けで受託している実績」としてください。
2	実施要領	6	(10)参加における制限 「②参加者は連名による応募はできない。」と明記されていますが、様式1-2等の書面ではJV参加可能とも読み取れますがどちらが正しいのでしょうか。	プロポーザル実施要領p6 2 参加資格 (10)参加における制限 ②における記載内容「参加者は連名による応募はできない。」を正としてください。 これに伴い、様式1、様式2、様式3、様式4-1、様式4-2、様式7の修正版を清瀬市ホームページ「清瀬市新校建設基本設計・実施設計業務委託プロポーザルの実施について」にて配布いたします。
3	実施要領	7	2 業務実施上の条件(2)配置予定技術者 「⑥管理技術者及び窓口業務を行う者(管理技術者を兼ねてもよい)」と明記されていますが、窓口業務を行う者とは具体的にどのような担当者のことを想定されているのでしょうか。	当該委託業務を推進するにあたり、契約図書に定められた範囲内において、監督員(清瀬市職員)、及びコンストラクション・マネージャー(CMr)からの指示、協議、連絡に応じる参加者の組織に所属した方、とお考え下さい。
4	実施要領	8・11	DVD-Rに格納するデータについて、各様式に加えて、全ての添付資料についてもデータ格納する必要がありますでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	実施要領	9	一次審査書類の提出(5)提出書類の記入上の留意事項 ④記入した業務については契約書(鑑)の写し、業務の完了が確認できる図面の書類を提出」と明記されていますが、以下の何れかの書類を代わりに提出することは可能でしょうか。 1. PUBDIS業務カルテ情報 2. 契約書(鑑)の写し、検査済証の写しと確認申請書又は計画通知書の第1面から第5面までの写し 3. 契約書(鑑)の写し、確認済証の写しと確認申請書又は計画通知書の第1面から第5面までの写し	参加者の同種・類似業務実績に対する確認書類としては、よろしいものと考えますが、管理技術者・担当主任技術者の経歴等における同種・類似業務実績として判断が可能な資料(確認申請書又は計画通知書の第2面に本業務委託の予定配置担当者名が記載されているものや、同種・類似業務実績として記載された業務の体制表に予定配置担当者名が記載されている資料等)を提出してください。
6	実施要領	10	4 一次審査書類の提出(5)提出書類の記入上の留意事項 「④(エ)オ受賞歴」の対象建築物ですが、告示第8号 別添2 建築物類型第七号 第1類建築物に限られないという認識で宜しいでしょうか。その場合、様式4-2 区分では選択できませんがどうしたら宜しいでしょうか。	告示第8号 別添2 建築物類型第七号 第1類建築物に限るもの、といたします。
7	実施要領	10	4 一次審査書類の提出(5)提出書類の記入上の留意事項 「④(エ)オ受賞歴」の対象建築物ですが、平成21年4月10日以降に竣工した建築物が対象なのか、それとも、平成21年4月10日以降に設計業務が完了し、かつ竣工した建築物が対象なのでしょうか。	平成21年4月1日以降に設計業務が完了し、かつ竣工した建築物が対象、とお考え下さい。
8	実施要領	13	5 二次審査書類の提出(6)提出書類の記入上の留意事項 「④価格提案書」は審査評価項目からは除外されるという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	実施要領	13	④価格提案書 価格提案書の提出が求められていますが、2次審査の評価項目には入っていません。価格提案書は参考見積として、審査における評価項目には入らないという理解で宜しいでしょうか。また、審査における評価項目に入る場合は、配点や基準等をお示し下さい。	ご認識のとおりです。
10	実施要領	13	見積金額は、評価事項にはありませんが、評価の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	実施要領	14	6 審査における評価項目 最終的な評価は、一次審査評価及び二次審査評価の両方を加算した点数で審査するのでしょうか。それとも一次審査結果は二次審査に持ち越さないという認識で宜しいでしょうか。	一次審査の評価点は二次審査へ持ち越し、受託候補者は一次審査及び二次審査の合計評価点で決定されます。
12	実施要領	14	一次審査における得点は、二次審査へと引き継がれますでしょうか?	一次審査の評価点は二次審査へ持ち越し、受託候補者は一次審査及び二次審査の合計評価点で決定されます。
13	実施要領	14	一次審査の評価点は、一次審査通過後、二次審査には影響がないと考えてよろしいでしょうか。	一次審査の評価点は二次審査へ持ち越し、受託候補者は一次審査及び二次審査の合計評価点で決定されます。

質疑No.	該当資料	ページ数	質疑事項	質疑に対する回答
14	実施要領	14	(1)一次審査評価項目 「(2)配置予定技術者の資格・技術力の評価」に関して、「専門分野の技術者の資格」の保有資格ごとの配点をご教示いただけますでしょうか？	非公表とします。
15	実施要領	14	(1)一次審査評価項目 「(2)配置予定技術者の資格・技術力の評価」に関して、「経験年数」ごとの配点をご教示いただけますでしょうか？	非公表とします。
16	実施要領	14	(1)一次審査評価項目 「(2)配置予定技術者の資格・技術力の評価」に関して、同種・類似業務の実績における「①同種・類似業務」別の配点、ならびに「②従事した立場」別の配点をご教示いただけますでしょうか？	非公表とします。
17	実施要領	14	4 一次審査書類 (5) 提出書類の記入上の留意事項 (ア) 同種業務実績 小・中学校(小中一貫教育校)は同種業務に該当しますでしょうか。	プロポーザル実施要領P6 2 参加資格(2)のとおり、他の類型との複合施設の場合は、建築物の延べ床面積のうち過半を超える面積が七の第1類である小学校用途の場合、同種業務に該当するものと考えます。
18	基本設計業務委託特記事項(案) 実施設計業務委託特記事項(案)	1～2	現有中学校校舎の大規模改修を別途実施予定とありますが本常務に含まれるのでしょうか。含まれる場合は内容をお示しく下さい。P2の改修工事は□となっていますが、成果品一覧には改修の図書が求められています。	中学校校舎の大規模改修は含みません。
19	基本設計業務委託特記事項(案) 実施設計業務委託特記事項(案)	2	東側・北側道路拡幅工事との調整ありとありますが、拡幅範囲とバス停の詳細をお示しく下さい。調整に伴う開発行為などは生じないと考えてよろしいでしょうか。	拡幅範囲とバス停の計画につきましては、配布資料6 既存施設閲覧可能図書リストNo6「0106号線用地測量成果」資料を、指定した閲覧場所でご確認ください。東側・北側道路拡幅工事との調整に伴う開発行為は生じないと考えてよろしいです。
20	実施設計業務委託特記事項(案)	3	計画通知については、新校舎について取得するものと考えてよろしいでしょうか。基本構想、基本計画のP22には「小学校と中学校の校地を一般地とみなして計画する」とあります。既存の体育館、校舎を含めた敷地として計画通知を取得するのでしょうか。その場合、既存校舎の検査済証はございますでしょうか。(既存施設閲覧可能図書に記載がなかった為)	現時点においては、プロポーザル実施要領P1(2)業務概要 ⑧整備予定地の現況 図表における、赤色一点鎖線の範囲で、小学校新校舎、及び体育館等の建替えに際する、計画通知を含む各種行政届出が当該委託業務範囲である、とお考え下さい。既存校舎の検査済証につきまして、台帳番号はありますが、原本はありません。
21	基本設計業務委託特記事項(案)	—	別記4 敷地測量調査仕様書 小学校北側部分における中学校敷地境界変更測量とありますが、境界確定を含みますでしょうか。また、公図の書き換えは行いますでしょうか。上記は学童の計画が無い場合には、測量自体を行わないということでしょうか。	新校建設における学童計画等の内容により、小学校北側部分における中学校敷地境界変更測量が必要になる場合は、境界確定、及び公図の書き換えを当該業務に含むことで考えておりますが、その実施の要否については、業務委託後の計画内容に拠るものと考えております。
22	実施設計業務委託特記事項(案)	6	資産区分に係る資料作成支援業務の内容をお示しく下さい。	補助金申請における、各用途毎の面積区分図の作成、及び面積表の作成、とお考えください。
23	様式04 様式05	—	記載する同種・類似業務実績について、同一施設に関する契約で基本設計業務契約と実施設計業務契約が分かれている場合、それぞれの契約ごとに一つの実績として解釈してよろしいでしょうか？	同一施設であれば、基本設計業務契約と実施設計業務契約が分かれている場合であっても、一つの実績とします。
24	様式04 様式05	—	同種業務には、()書きで小学校と記載されていますが、類似業務には特に記載がありません。類型第七号第1類(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)も記載しても良いと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	様式05	—	前職での業務経歴も実績として記載してよろしいでしょうか？	よろしいです。 その際、様式04-1 参加者の同種・類似業務実績、及び様式05-1～2 管理技術者・主任担当技術者他の経歴等の備考欄に記載の通り、記載した業務についての契約書(鏡)の写し、業務の完了が確認できる図面(業務実績に該当する用途部分がわかるように色付け。)等の書類を提出してください。
26	様式05	—	実績の添付書類として「記載した業務については契約書(鏡)の写し、業務の完了が確認できる図面(業務実績に該当する用途部分がわかるように色付け。)等の書類を提出」とございますが、前職での実績をはじめとして図面が手元に無いものについては、PUBDIS登録書類や確認済証、検査済証など、施設内容がわかる書類に替えてよろしいでしょうか？	参加者の同種・類似業務実績に対する確認書類としては、質疑回答No7に倣い、よろしいものと考えますが、管理技術者・担当主任技術者の経歴等における同種・類似業務実績として判断が可能な資料(確認申請書又は計画通知書の第2面に本業務委託の予定配置担当者が記載されているものや、同種・類似業務実績として記載された業務の体制表に予定配置担当者が記載されている資料等)を提出してください。
27	様式07 様式09	—	技術提案書の図枠の余白は適宜設定してよろしいでしょうか。	適宜調整していただいて構いません。

質疑No.	該当資料	ページ数	質疑事項	質疑に対する回答
28	既存施設閲覧可能図書リスト	—	清瀬市立清瀬小学校・清瀬中学校及び清瀬市役所用地測量等業務_成果品資料のデータ提供はいただけないでしょうか。	現時点では、指定した閲覧場所でご確認いただけますよう、お願いいたします。
29	共通	—	新校建設、学童クラブ建設、外構、既存小学校解体における工事費のご予算をご教示下さい。	現時点では非公表といたします。
30	その他	—	提出書類の綴じ方について、ご指定等がございますでしょうか。	特段指定はございません。
31	その他	—	他応募者の質疑回答についても開示して頂けるのでしょうか。	本資料のとおりです。